

今別町教職員働き方改革プラン

令和 8 年 4 月

今別町教育委員会

1 本プランについて

(1) 本プランの位置づけ

本プランは、今別町教育委員会が実施する、学校における働き方改革の推進に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示すものです。

このプランを「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第8条第1項に基づき、今別町教育委員会が定める「サービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に位置付けます。

(2) 本プランの目的

本プランは、教職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正を図ることで、教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し健康でやりがいを持って働くことや、教職員が子どもと向き合える時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることにより、当町教育の更なる充実を図ります。

2 当町教職員の長時間勤務の現状

令和6年度調査結果では、次のとおりとなっています。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月15.0時間	6.8%	0.0%
中学校	月40.9時間	48.8%	0.0%

小学校については、割合的には少ないが、存在している現状である。

中学校については、部活動等の業務により、月45時間を上回る割合が多く見受けられる。今後とも、教師間の業務分担等見直しを行いながら長時間勤務職員の縮減に努める。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本プランを策定するものである。

3 プランの期間・目標等

(1) 期間

令和8年度から令和11年度までとします。

(2) 目標等

① 町立学校の教育職員の勤務時間の上限時間

令和2年1月に文部科学省が告示として公示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえて、町立学校の教育職員の勤務時間の上限時間を次のとおりとします。

【原則】 上限時間
時間外勤務 ① 1 箇月 45 時間以内、② 1 年間 360 時間以内
【特例】 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合
時間外勤務 ① 1 箇月 100 時間未満、② 1 年間 720 時間以内
※月 45 時間超は年間 6 箇月以内、複数月平均 80 時間以内

※ この目標における「勤務時間」とは、文部科学省の指針における「在校等時間」とします。

※ 「臨時的な特別の事情」とは、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などを指すものです。

※ 教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。

※ 教育職員の勤務時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。

② 本プランにおける目標

本プランの取組を効果的に進めていくため、厚生労働省が過重業務の評価基準として示す月当たり超過勤務が80時間以上の長時間勤務者0人を目標に掲げ、そのための取組を進めます。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

教育委員会では、本プランに掲げる目標を達成するため、次の取組について、これまで進めてきた成果や課題を整理し、より効果的に取り組めるよう検討を進め、学校と一丸となって実施していきます。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・学校では対応が困難な事案については、教育委員会等の行政機関が窓口となり対応を行う。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能等を活用することにより、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します
- ◆ 部活動
 - ・原則、休日の全ての部活動の地域展開の実現に向けて検討します。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 授業準備及び学習評価や成績処理
 - ・補助的事業を担う教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）を募集し、教職員の負担を軽減する。
- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を効果的に活用し、教職員が連携・協働した支援体制を構築します。
 - ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・校務 DX の推進により、業務の簡素化及び負担軽減を図る。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の早期実現に努めます。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導等を実施します。
- ・今後も、ストレスチェック 100% を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、学校閉庁日 7 日間を設定するなどし、各学校での取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

学校においては以下の内容を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学校の実情に即した具体的な取組を、校内の意思統一を図りながら主体的・組織的に推進するものとします。

(1) 働きやすい環境を構築するための方策

① 教職員の意識改革

- ア 職員の年次休暇の計画的利用を推進します。
- イ 職員の子どもの学校行事等があったときに職員が年次休暇を取得できるよう配慮します。
- ウ 長期休業期間における年次休暇の積極的利用を推進します。
- エ 学校閉庁日を積極的に設定します。
- オ 個々人の単位で、それぞれ業務改善が図られるよう、例えば業務改善に係る好事例を周知したり、週1日の「ノー残業デー」を設定するなど、意識の醸成に努めます。
- カ 働きやすい職場環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

② 職員間の信頼関係構築

- ア 職員同士のコミュニケーションの向上や風通しのよい職場の実現を図ります。
- イ 校内で起こった問題について、職員同士のコミュニケーションをうまく図り、組織として問題を解決する体制を築きます。
- ウ 職員が気兼ねなく情報交換や相談できる雰囲気の醸成に努めます。
- エ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努めます。

取組例：グループウェア等の活用による、各種情報の迅速な伝達

③ 職員間の業務の平準化

- ア 業務運営が効率的、効果的になされるよう、校務分掌等の見直しを行います。
- イ 職員の希望を考慮した校務分掌の割振りを行うとともに、職員の勤務状況に応じて業務量が適正になるよう校務分掌の調整を行います。
- ウ 職種間で業務を分担し合える体制づくりに努めます。

取組例：一個人に業務が集中しないよう、校務分掌の人員配置を工夫

④ 業務が集中した場合のサポート体制の整備

担当する業務等についての情報交換を密にし、職員同士の連携を強めます。

取組例：教頭や主任が連絡調整の窓口となり、担当者をサポート
業務が集中する時期に、分掌内や他の分掌の職員が協力する体制づくり

⑤ 複数担当制等の工夫

- ア 各分掌の主担当・副担当の業務を明確にし、共通理解を図ります。
- イ 部活動等における児童生徒引率等の業務について、担当者が分担して対応します。

⑥ 弾力的な勤務時間の割振り

修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する学習発表会（文化祭）及び運動会（体育祭）等の学校行事・事前準備等において、通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、当該業務に従事する職員の勤務開始・終了時間を調整して割り振るなど、柔軟な勤務時間の割振りを行います。

⑦ 教職員の勤務状況の把握の徹底

教職員の長時間勤務の状況について、ＩＣＴを活用した客観的な方法により把握し、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。その際、校長は実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導するものとします。

⑧ 地域の人材の有効活用

- ア 学校運営協議会を効果的に活用し、学校と地域との連携を推進します。
- イ 地域の優れた指導力や知識等を持つ外部人材の掘り起こしに努めます。
- ウ 外部人材（指導者）に対して、活動方針の共通理解を図ります。

取組例：総合的な学習の時間やキャリア教育等の授業・部活動指導において、地域の人材を活用

（２）部活動による負担を軽減するための方策

① 部活動数の精選

部活動の意義等を踏まえて、部活動の種目等の精選を行います。

取組例：アンケート調査の実施

② 活動内容の制限（標準的な活動内容の共通理解）

- ア 部活動について、「運動部活動の指針」及び「文化部活動の指針」を踏まえた活動内容となるよう、定期的に確認します。
- イ 保護者等に対して、部活動の活動方針や活動計画について説明し共通理解を図ります。

取組例：統一した休養日の設定

（３）成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

① 校務へのＩＣＴ活用の推進

統合型校務支援システムを積極的に活用するなど、指導要録・通知票等の電子データ化を推進します。

② 報告書の様式等の簡素化

学校が独自に定めている様式や様々な事務手続の簡略化を進めます。

取組例：簡易起案の導入、簡易復命の積極的な活用

③ 教育委員会が実施する調査等への対応

毎年度実施する調査については、回答方法を記録に残す等により、負担の軽減を図ります。

取組例：共有データの活用

(4) 学校行事の負担を軽減するための方策

① 学校の規模や地域の実情等に見合った行事の見直し

ア 学校や地域の実態に応じて行事を精選するとともに、学校、家庭、地域が連携して対応する体制を構築します。

イ 学校行事に係る指導の在り方等について教職員間で共通理解を図ります。

6 保護者・地域等の理解・協力の下での取組の推進

県では、令和7年7月に「学校における働き方改革推進共同宣言」を発出しました。

今別町教育委員会も、こどもたちの学びを支える教職員が一層のやりがいを持って働くことができるよう、学校・地域・PTAが連携して取り組んでいきますので、皆様の御協力をお願いします。

学校における 働き方改革推進 共同宣言

こどもたちと先生の
笑顔あふれる
学校のために



青森県の未来を担うこどもたちが、
学ぶことの楽しさを知り、生涯にわたりたくましく生きる力を身につけることができるよう、
学校における質の高い学びが必要です。

このため、こどもたちの学びを支える教職員が一層のやりがいを持って働くことができるよう、

- 業務の効率化などにより負担を軽減し、授業の準備やこどもと関わる時間の充実を図ること
- 健康で心にゆとりを持ち、充実した時間を送ることで、自身の人間性や創造性を高めること

について、教育委員会とPTAが連携して取り組みます。

教育委員会は



PTAは



教職員の働きやすい職場づくりに取り組みます！

- ・学校に依頼する調査の精選
- ・ICTを活用した業務の効率化
- ・教職員をサポートする専門スタッフの活用
- ・部活動のあり方の検討、保護者・地域との連携 等

学校の取組を応援します！

- ・PTA行事の運営方法の見直し
- ・学校行事への参加・支援
- ・学校との共通理解と役割分担 等

保護者と地域の皆様へ

学校への連絡の際には、教職員の勤務時間(概ね8:00~16:30)にご配慮ください。

各学校では、勤務時間外は自動応答等による対応が進んでいます。
事件・事故などの緊急時には、警察や救急などへの連絡をお願いします。

登下校の見守りや花壇整備、学校行事の準備・後片付け、部活動のサポートなどのボランティアへの積極的な参加等をお願いします。



運動会等の内容変更や保護者参加行事の平日開催、お祭り等地域行事への関わり方などの学校行事の見直しについてご理解・ご協力をお願いします。



紙チラシの配布縮減や学校を介さない各種募集・アンケート調査の実施、デジタル化などの業務の見直しについてご協力をお願いします。



令和7年7月22日

青森県教育委員会、青森県市町村教育委員会連絡協議会、青森県PTA連合会
青森県高等学校PTA連合会、青森県特別支援学校PTA連合会